

「原発」国民投票の実施に関する公開質問状

次回衆議院議員選挙立候補予定者のみなさまへ

私たちは、「原発」を今後どうするのかについて、行政府や立法府にその選択を委ねず、主権者である私たち自身が、よく学び、考え、話し合っって結論を出し、その多数意思を反映した施策や法律の制定・改正を両府が為すべきであると考えています。そして、そのための方策として、諮問型の「原発」国民投票の実施が最良だと考え、昨年 6 月より、それを実現させるための運動を展開してきました（同封の三つ折りチラシを御参照ください）。

わが国の場合、「憲法」以外の一般的案件について、これを国民投票にかけるためには、その案件が「脳死」であれ「消費税」であれ「原発」であれ、新たに国民投票法を制定しなければなりません。今回、私たちが実施を求めている「原発」に関する諮問型の国民投票を行うためには、かつて 1980 年にスウェーデンが制定したような「原発」国民投票法を制定する必要があります。つまり、衆参各院で過半数の議員が「原発」国民投票法の制定に賛成しないと、絶対に実施できないということです。

それゆえ、私たちは、今後、世論形成と併せ、個々の議員への「説明」と「説得」を強めていく所存ですが、まずはこの件についての皆様方の姿勢・考えをお伺いします。お忙しいとは存じますが、次ページの質問にお答えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

勝手ながら、**早急に**EメールもしくはFAX、郵便にて御回答ください。皆様から頂戴した回答については、衆議院議員選挙告示日前に、順次、本会ホームページに掲示していくほか、フェイスブック、ツイッターなどで拡散します。また、選挙区によっては、チラシとして印刷したものを、街頭や集会場などで有権者に広く配布させていただきます。

なお、御不明な点などございましたら、下記事務局あてにお問い合わせください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-2-6

赤坂ナショナルコート 507

みんなで決めよう「原発」国民投票 赤坂事務所

電話／FAX 03-6434-0579

e-mail : info@kokumintohyo.com

URL : <http://kokumintohyo.com/>

回答(返信)用紙

衆議院議員 衆議院立候補予定者 参議院議員 (☑をお願いします)

御名前

選挙区

[1] 私たちが提唱しているルール（同封した「原発」国民投票法・市民案および設問用紙、投票用紙を参照のこと）による「原発」国民投票を、速やかに実施することについて、あなたは賛成ですか？ 反対ですか？

賛成する

反対する

* 反対の理由（複数選択可）

- 諮問型での実施とはいえ、間接民主制が損なわれると考える
- 国民の多くは理性的な判断ができず、衆愚政治になると考える
- 「原発」を国民投票にかけることに反対
- 「市民案」の設問あるいは選択肢に異議あり
- 「市民案」の投票権者に異議あり
- 「速やかに実施する」ことに反対
- その他

《上記反対理由を選択されたことについて、説明や意見などを記してください》

[2] よろしければ、この投票用紙を使って「投票」してください。

※これについても、本会ホームページに掲示します。

【設問】

原子力発電所について、
これをどうすべきだと考えますか？

*「稼働を認める」／「稼働を認めない」の
どちらかを選択したのち、その枠の下に進んでください

稼働を認める



*下記のうちどちらかを選択してください

A- 現在ある原子力発電所に限って稼働を認める

B- 新規建設される原子力発電所についても稼働を認める

稼働を認めない



*下記のうちどちらかを選択してください

C- 即刻(遅くとも半年以内)、すべての原子力発電所を廃止する

D- 段階的に廃止していき、10年以内にすべての原子力発電所を廃止する

解説

投票者は、まず、「認める」のか「認めない」のかを選びます。その後、「認める」を選んだ人は、AもしくはBを選択し、「認めない」を選んだ人は、CもしくはDを選択します。行政府や立法府が国民投票の結果として尊重しなければならないのは、ABCDの中で最も多数の票を得たものではなく、「認める」あるいは「認めない」で多数票を得たほうの中の2段階目の選択で多数を得たものになります。